



2018(平成30)年9月26日

年金積立金管理運用独立行政法人

## 平成30年度計画の変更に係る高橋理事長コメント

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「当法人」という。）は、平成30年度計画を変更し、当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅について、弾力的に適用することとしました。

当法人は、年金給付等のために年金特別会計に寄託金償還等を行う際、その都度保有する資産を市場で売却するのではなく、保有する国内債券の償還金等で充当できるようポートフォリオを設計しておりましたが、近年、厚生年金基金の代行返上等を背景に想定に反してキャッシュインが続いたことで、償還金等が短期資産として積み上がる一方、国内債券の資産構成割合が低下し乖離許容幅の下限に近づいてまいりました。

こうした状況に加え、現在の市場環境を鑑みますと、償還金等を国内債券に機械的に再投資することは、必ずしも被保険者の利益にならない可能性があることから、経営委員会での複数回の審議を経て年度計画の変更を議決し、厚生労働大臣に届出を行いました。

ただし、変更後の年度計画においても、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合は国内債券の乖離許容幅にとどめるとともに、市場環境を踏まえたリスク管理を徹底した上で、経営委員会に適切に状況報告を行い、市場環境等に変化があれば見直すこととしております。

当法人は、長期的な観点から運用を行っており、投資原則・行動規範を遵守し、次世代に必要な積立金を確保するためにしっかりと受託者責任を果たしてまいります。

平成30年度計画全文はこちら [https://www.gpif.go.jp/plan\\_h30.pdf](https://www.gpif.go.jp/plan_h30.pdf)